

◎新潟県告示第56号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、五泉市の仙見川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和8年1月27日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 五泉市阿弥陀瀬262番地甲 石本 政栄

退任年月日 令和8年1月13日